

平 成 30 年

第 12 回 教育委員会 定例会

議 事 錄

佐 渡 市 教 育 委 員 会

平成 30 年 第 12 回 **定例・臨時委員会議事録**

| 委員会日程 | | 会場 |
|---------------|--|--------------------------|
| 開会日時 | 平成 30 年 9 月 28 日 午前・後 3 時 00 分 | 佐渡市役所 |
| 閉会日時 | 平成 30 年 9 月 28 日 午前・後 3 時 54 分 | 畠野行政サービスセンタ -3 階 大会議室 |
| 延会日時 | 平成 年 月 日 午前・後 時 分 | |
| 出席者 | 欠席委員 | 会議録署名委員 |
| 教育長 渡邊 尚人 | | 仲川 正道 |
| 1 番委員 佐藤 辰夫 | | 中村 友子 |
| 2 番委員 仲川 正道 | | |
| 3 番委員 中村 友子 | | |
| 4 番委員 信田 恵子 | | |
| 議案説明のため出席した職員 | | |
| 学校教育課 | 社会教育課 | |
| 課長 山田 裕之 | 課長 渡辺 竜五 | |
| 管理主事 濱田 晴明 | 子ども若者課 | |
| 課長補佐 伊藤 賢治 | 課長補佐 藤井 隆博 | |
| 総務係長 飯田 誠 | 園児支援係長 本田 寿之 | |
| 傍聴人 | 有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/> | |
| 報告の要旨 | 「議事の概要」のとおり | |

| 会議で行った選挙の結果 |
|--------------|
| なし |
| 会議に付議した事件の題目 |

議案第 51 号 佐渡市教育委員会職員の人事異動について

報告事項

- 1 学校情報について
- 2 佐渡市部活動のあり方に係る方針（案）の進捗状況について
- 3 あいかわ幼稚園の修繕について
- 4 その他

次回定例会の開催日等

採決の結果及び可否の数を計算したときは、その数

なし

請願、陳情 有・無 有の場合、別紙のとおり

その他必要と認めた事項

特になし

【議事の概要】

| | |
|----------|--|
| ・ 渡邊教育長 | <p>◎本定例教育委員会は、午後 3 時 00 分から開催した。</p> <ul style="list-style-type: none">・ ただいまから平成 30 年第 12 回佐渡市教育委員会定例会を開催いたします。・ 初めに、日程第 1、「議事録署名委員の指名について」ですが、本日の署名委員は佐渡市教育委員会会議規則第 18 条の規定により、仲川委員と中村委員の 2 名を指名いたしますので、よろしくお願ひします。・ 初めに、議案第 51 号及び報告事項 1 については、人事及び個人情報に関する内容ですので、佐渡市教育委員会会議規則第 7 条の規定により秘密会としたいので、これに賛成の方は挙手をお願いいたします。 |
| ・ 委員全員 | <ul style="list-style-type: none">・ 挙手 |
| ・ 渡邊教育長 | <ul style="list-style-type: none">・ ありがとうございます。 |
| ・ 渡邊教育長 | <ul style="list-style-type: none">・ それでは、議案第 51 号及び報告事項 1 を秘密会とすることといたします。・ 日程第 2、議案第 51 号「佐渡市教育委員会職員の人事異動について」を議題といたします。 |
| ・ 渡邊教育長 | <p>【秘密会】</p> <p>【議案第 51 号「佐渡市教育委員会職員の人事異動について」は、原案どおり可決された。】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 次に、日程第 3、報告事項 1、「学校情報について」です。・ 報告事項 1 も秘密会となります。 |
| ・ 濱田管理主事 | <p>【秘密会】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 次に、報告事項 2、「佐渡市部活動のあり方に係る方針（案）の進捗状況について」です。・ 事務局の説明を求めます。・ それでは、資料を配らせてください。資料は 2 種類あります。・ 最初に、こちら綴じてある方の表紙をご覧ください。これまでの経過ということで、再度確認させてください。平成 29 年度に中学校長会と佐渡市教育委員会が 2 回話し合い、それから中学校長会からガイドラインが提出されて、それで 3 月にスポーツ庁からガイドラインが出ました。今年度になりますと、県から出ました。そして、6 月に今回佐渡市の案を作成して、そして第 1 回目の意見交換会ということで中学校長会、それから中学校の体育連盟、それから組合を入れて話し合いをして、8 月です。定例の教育委員会でこのような勉強会をさせていただきました。その後、各学校から意見を求めていました。それが今日のこの資料になります。そして、それが終わりまして、また第 2 回の意見交換会ということで、中学校長会の代表、それから中学校体育連盟代表、組合と続いて話をして、そして本日ということになります。今後になりますが、次回の 10 月の定例教育委員会で採択をお願いしたいということで、そしてその後、校長会で説明して各学校に配りまして、あるいは保護者へ知らせて来年 4 月から実施ということになっています。各学校からはいろいろな意見をいただきました。全て載せてあります。それに対 |

| | |
|----------|--|
| | <p>して、四角の中に佐渡市としてはこういうふうにしますというようなことで書いてあります。全て国のガイドライン、県のガイドラインあるいは学習指導要領からそれぞれ根拠をもってきて、佐渡市の回答を載せました。前回お話ししたとおり、内容としては変わっていません。いろいろな意見をいただきましたが、佐渡市の方向としては変わっていないということで、意見交換会でもそのとおりでいいということになりました。</p> <ul style="list-style-type: none"> • A 3の方になります。これは概要版ということで、この間A 4判の裏表でやったと思うんですが、そのときのものです。A 4判の概要版の裏は全然意見もなく、変わらなかつたんです。表だけ変えてくれという意見がありまして、旧と新を載せてあります。新の方の赤い字が新しくなったのです。旧のところ見ていただきますと、前回ここでもご意見いただきましたけど、現在の部活動の問題点と、問題点から始まるのはおかしいというようなご意見をいただきましたし、それから②の勝利至上主義だと、そんなこと教えてくれる先生なんかいないとか、何かいろいろ批判がありまして、そういうこといろいろ変えました。それで、右側になりましたが、部活動の意義を書きました。それから、部活動にも成果がありますので、いいところがありますと、そしてオレンジ字ですが、そこに課題を書き、さらに佐渡市の部活動のあり方の方針というのは、ちゃんとスポーツ庁や県の方からのガイドラインに従っていますということを書いてあります。明記したということになります。 • ポイント1、ポイント2、ポイント3のところ、そこは変わったのですが、大きく付け加えたのは、最初の出だしのところにある丸と星印です。何か佐渡市が勝手にやっているんじゃないかという情報、そういうイメージであった人もいたので、丸は国や県と準じた取組です。星印だけ、それは佐渡市独自のものですということで、佐渡市独自としましては、ポイント1ですが、原則第3日曜日の家庭の日を佐渡統一の休養日に設定しませんかと、原則ですので、とれなかつたら違う日にと。それから、活動時間の設定ということで、星印が朝練習は原則行わないようにすることということになっています。そのような形でつくらせていただきました。これについても、第2回の意見交換会では、これで良いということありました。 • これが今の進捗状況です。よろしくお願ひします。 • ただ今の説明に対して、質問等ございましたらお願ひします。 • 昨日メールで事前に送っていましたので、開いてみましたら、裏のところにあったんですけど、今日は何もなかったということではないんですけども、ちょっと質問ですが、赤になった部分が先回と変更になったということなんですね。 • はい。 • わかりました。それで、このあり方に関する方針、この用紙、概要版、この版の用途は今後どういうふうにしていただくか、それによって形もあら |
| ・ 渡邊教育長 | |
| ・ 佐藤委員 | |
| ・ 濱田管理主事 | |
| ・ 佐藤委員 | |

| | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・濱田管理主事 ・渡邊教育長 ・濱田管理主事 ・佐藤委員 | <p>うかと思うんですが。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後なのですが、これをまず各学校に配るということ、それから保護者に示していくということ、それから各社会体育の方ですね、スポーツ団体の方にも配っていて周知するということでございます。 ・ ホームページは。 ・ ホームページにも載せます。 ・ それで、最初に、まず佐渡市部活動のあり方に係る方針、何かしつくりこないな、一体これ誰が出すんだろう、中身見ればわかってくるんですが、裏面には佐渡市では上記の目的を実現するため、佐渡市学校に関わる運動部活動の方針を策定しましたと。裏と表のその辺の整合といいますか、運動部などというふうに裏には入っているんですね、そして表には文化部も準ずると、こう書いてある。あえてこの右上に文化部も準ずるなんて、これが要るのかどうかですね。それから、タイトルも佐渡市部活動というような言葉が、そしてこれは誰が出すんだろう、きっと何々に対する方針、例えば佐渡市教育委員会とか、特に地域に発信するんであれば、やはりそのあたりをまず明確にしていかなきやいけないだろうなと思っております。 ・ それから、所々にタイトルだけ、3つの視点、3つのポイント云々というような、または適切な指導があるというんですけど、みんなアンダーラインが入っておりますけど、何のためにアンダーラインが入っているのかな。それから例えばんですけど、ポイント2になるんですね。指導者の実戦や経験だけに頼ることのない、こんな文章が要るのかな、経験に頼らない、頼るなんて良くないみたいな、これはやはり単なるスポーツに科学トレーニングを導入していきますということで、できるだけ私はこの部活動を特にこれ中学校ということですけど、部活動の効用というのはものすごく大きくて、進路にもかかわっている子どももいっぱいいます。それから高校への影響も運動部ですね。生涯スポーツという点で非常に大きなデメリット部分というか。課題も確かにあるんでしょうけど、人間の生き方に対して大きな影響を与えています。生徒指導上にも非常にプラスの面に大きく働いているので、何か課題、課題、課題で、今までの経験に頼ることなくなどという、保護者も見るとということで、そういう目で見ると確かにそういうふうに見えてくるのは確かにあります。しかし、やはりちょっとそういうのは、確かに学校からは何も出なかったといえばそれまででしようけど、かえって部活動を推進したい、よりその良さを引き伸ばす、課題を少しでも減らして、より充実させたい、こういうところをしないと本当に学校も何かせっかくこれまで積み上げてきたものがどんどん削られていく要素が大きいような気がするんですね。やっぱり大事にしたいなと思います。 ・ それから、部活動指導員などに対する、これ外部との連携という、この |
|---|---|

| | |
|--|--|
| | <p>外部という言葉がちょっと、外部指導者というのは確かにあるんですけど、外部との連携というのがちょっとしつくりこないかな、外部なのかなということですね。それから、単独での指導や引率が可能、これは非常に大きないろいろな要素がありますので、課題を掲げていますので、ちょっと慎重に、責任問題とか練習試合とか、こういうのは全部引率者がある意味じゃ大人ですから、責任負わなきやいけない。そういった中で単独で行くということに対して、校長も非常に解釈が難しいところがあると思うんですけど、いろいろな要素でちょっと心配なところがあります。裏面もありますので、先ほどのタイトルと何とか、それから指導に関する方へ、誰の立場から誰に対しての言葉なのかなという、そして校長、何かもうちょっと文言にしてほしい。そして保護者の皆様へというのに対しては、私はやはり部活動の効果を上げるために、課題を少しでも減らすために、学校への協力をお願いしたいというような書き方が欲しい。何か部活動だけでなく、多様な経験を積むことが大事なんだというような文言しかないんですけど、本当にそれでいいのかな。確かに部活動のあり方に対しては、不信というか、課題を抱えている、もっておられる保護者もたくさんおられる、これは十分承知しているつもりなんですが、できるだけそういうものを出し合って、よりよい部活動のあり方を探れるようにひとつ協力をお願いしたいという、そういうスタンスであってほしいなと。教育委員会として学校をバックアップするという、子どもたちのために。これを事前にいただいたので、感想です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 濱田管理主事 ・ 渡邊教育長 ・ 仲川委員 <p>・ すみません、4ページの意見書のところに書いてありますが、今回佐渡市としては部活動ということに統一するということにしました。スポーツ庁、新潟県、新潟市などいろいろあるんですが、今回佐渡市部活動のあり方に係る方針というのは新潟県のものをまねしたわけですが、スポーツ庁は運動部活動と書いてあったんです。本当にスポーツ庁は運動部活動だけなんです。文化部については今後出ますよと言っています。新潟県を佐渡市はまねしたんですけど、ここは部活動と書いてあって、さらに文化部も準じますというものが中に書いてあるわけですね。佐渡市と同じような感じ、そのような形で、学習指導要領でも部活動みたいなことも書いてあります。とりあえず今ご指摘あったとおり、部活動でいって、裏面に運動部活動等がありましたら表記は統一していきます。</p> <p>・ 2点目ですが、部活動指導員のことです。単独での指導や引率、そういったいろいろ問題が起きるというおそれがありますので、これは佐渡市の方で任命するということになっています。任命されましたら皆さん集めて研修会を開くということを、今のところ考えています。それは、佐渡市教育委員会の方から研修会で指導をするということです。</p> <p>・ ほかにご意見、質問等ございますか。</p> <p>・ 私、先回欠席をさせてもらったので、ちょっと流れが捉えづらいんですが、今我々が議論しているのは佐渡市の部活動ではなくて、佐渡市立学校の部活動と考えていいんですね。</p> |
|--|--|

| | |
|-----------|--|
| ・濱田管理主事 | ・ はい。 |
| ・仲川委員 | <ul style="list-style-type: none"> ・ それならば、学校という言葉を入れた方がいいんじゃないでしょうか。佐渡市立学校部活動のあり方に係る方針ということの方がはっきりするんではないかと思います。 ・ それから、私が一番気になったのは、学校外の方との連携なんですが、部活動指導員と外部指導者の明確な説明というのはどこかに載っていますか。 ・ そうしましたら、概要にはそこだけですね。単独でのということになります。そして、今日お持ちじゃないかもしれません、前回の部活動指導のあり方のところの、3ページですね。部活動指導員とはというのが3ページに書いてあるんですが、学校教育法施行規則で定められているということになります。 |
| ・濱田管理主事 | <ul style="list-style-type: none"> ・ これじゃないんですね。前回の資料ですね。 ・ すみません、方針のところに明記してあるんですが、部活動指導員は、さらに地公法に定められていて、特別職の非常勤職員になります。ここに書いてありますが、時給 1,600 円というようなこと、あるいは公務災害、そういったものも全部ちゃんと出るという形ですね。外部指導者の方については、今までお願いしているだけという形です。スポーツ庁の方では、図にしてそれを示してあります。スポーツ庁の方から出ているんですが、それも大体このような形で単独で引率や指導ができるのは部活動指導員。外部指導者というのは要するに先生ともちろん話し合って、単独で指導もできませんし、必ず先生がそこにいなきやだめ、学校の先生が、引率も必ず先生がいなきやいけないと、そういったことで、それが大きな違いです。 |
| ・仲川委員 | <ul style="list-style-type: none"> ・ この部活動指導員は非常勤の職員ですね。これを考えるときに、今現在公務員で行われている 60 歳定年の後の再雇用とあわせて考えることはできますか。現役時代に部活動の指導に非常に有能であった方に声をかけて、部活動指導員という立場で授業外のところを見ていただくというような制度的なものが佐渡市でつくれると、うまくリンクしていけるんじゃないかなと思うんですが。 ・ それについても、佐渡市の部活動指導設置規則というのがありますし、私の説明不足だったんですが、今おっしゃるとおり教員を退職した者でも、いろいろその他指導員として適性があると校長が認めるものとか、そういうもの全て入っています。 |
| ・濱田管理主事 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員が言っているのは、2つの職を兼務できるかということですね。 ・ そういう意味ですか。 |
| ・渡邊教育長 | |
| ・濱田管理主事 | |
| ・山田学校教育課長 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 再雇用というのは、県の指針があって再任用制度のことですね、再任用制度と部活動指導員は恐らく一緒にやだめだと思います。再任用はそれなりの |

| | |
|--|--|
| | <p>おきてがあつて、常勤で勤務するか、勤務形態が決まつていますので、それはそれといふ形になると思います。部活動指導員といふのは、それとは違う形で、最大週何回とか、時間数が決まつていて1時間単価の値段といふのが決まつていてといふ中での、それを上限として学校にお願いするといふのです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 私が知りたいのは、再任用の職員として部活動に専念することができるよなシステムはないのかといふことなんです。 ・ ないです。ありません。 <p>・ ほかにござりますか。よろしいですか。</p> <p>・ この後、じや濱田管理、今委員が言われたよなことはどんうに。</p> <p>・ 今のことも含め、来月提案することで、この定例会に出させていただきます。</p> <p>・ よろしいですか。いろいろたくさんの意見を今まで聞いてきたわけですけれども、佐渡市の場合には教育委員会から単独で出すということではなくて、いろいろな話を聞きながらまとめてきたといふ経緯がございます。この意見をまたこちらの方で検討させていただいて、次回10月の教育委員会にと提案するといふうに考えております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 他いかがでしようか。よろしいですか。 ・ 質疑なし ・ では、質疑なしと認めます。 ・ 報告事項3、「あいかわ幼稚園の修繕について」です。 ・ 事務局の説明を求めます。 <p>・ 子ども若者課長補佐の藤井です。よろしくお願ひします。本日は「あいかわ幼稚園の修繕について」といふことで、担当の園児支援係の本田からご説明いたします。</p> <p>・ 子ども若者課の園児支援係、本田といいます。よろしくお願ひします。報告事項ですが、あいかわ幼稚園の修繕といふことで、今回30年9月の佐渡市議会での補正予算の議決を得たところですので、報告させていただきたいと思います。</p> <p>・ 最初に、すみません、資料の訂正をさせていただきます。右上の30年9月20日作成といふことになつてゐるのですが、ここは予算が議決された場合といふことで、あらかじめ資料を作成させていただきましたので、20日となつてますが、28日に変更させてください。</p> <p>・ あいかわ幼稚園ですが、最近自然災害のリスクも高まつていて、統合計画を進めている最中なんですが、既存施設の安全性確保等適切な施設運営を行うために、老朽化した部分について応急的に修繕を行うこととさせていただきました。主に風水害対策といふことで、サッシ、木製建具のガラス交換、軒裏の修繕と、落下物の防止対策といふことで計上させていただいております。金額の方は410万5,000円です。細かい内容につきましては、下</p> |
|--|--|

| | |
|--|---|
| | <p>段の方に列記させていただいてございますので、お読み取りいただきたいと思います。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 質問、意見等ありましたらお願ひします。よろしいですか。・ 質疑なし・ では、質疑なしと認めます。・ その他ですが、事務局から何かございますか。・ なし・ 委員の方からは何かございますか。・ 発言なし・ では、日程第4、「次回の定例会の開催について」です。事務局の説明を求めます。お願ひします。 <p>【10月31日、水曜日午後3時からの開催で提案し、委員の都合を確認した。】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 10月31日水曜日、午後3時30分からということでお願いします。・ 以上で平成30年第12回佐渡市教育委員会定例会を閉会いたします。 |
|--|---|